

ハラスメント防止について

1. ハラスメントのない大学に向けて

大学におけるハラスメントは、個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、個人の能力の有効な発揮を妨げ、また、大学にとっても秩序を阻害し、社会的評価に影響を与える問題です。そこで、本学では、ハラスメントのないキャンパスに向けて次のようなことを基本として取り組んでいます。

- (1) 本学は、すべての構成員（学生・教職員）が個人として尊重され、それぞれの能力を發揮できる環境をつくるため、ハラスメントを禁止します。
- (2) 本学は、ハラスメントの防止や相談、またその対応、救済のための機関として、ハラスメント防止委員会を設置しています。
- (3) 本学は、ハラスメントに関する相談の窓口としてハラスメント防止委員だけでなく、すべての教職員が相談の窓口として対応します。

2. ハラスメントとは

ハラスメントとは、学生や教職員が学生や教職員に不快感や不利益を与え、人権を侵害する行為をいいます。

- (1) セクシュアル・ハラスメント
相手やその周辺者に不快感や不利益を与える、性的な性質の不適切な言動など。
- (2) アカデミック・ハラスメント
教育研究上の力関係または優位的地位を利用して、教育研究上または就学上の利益や権利を侵害する不適切な言動など。
- (3) パワー・ハラスメント
優位的地位や職業上の地位に基づき、就業上の利益や権利を侵害する不適切な言動など。
- (4) ジェンダー・ハラスメント
性別による差別意識に基づき、相手やその周辺者に不快感や不利益を与える不適切な言動など。
- (5) レイシャル・ハラスメント
特定の人種・民族・国籍に関する人種的偏見に基づくいやがらせなど。
- (6) その他のハラスメント
前各号以外の不適切な言動で、相手やその周辺者に不快感やその他の不利益を与えること。

3. ハラスメントの相談

ハラスメントかもしれないと思ったら、一人で悩まずに、話しやすい教職員にまず相談して下さい。相談者のプライバシーと意向を尊重しながら、ハラスメント防止委員会が中心となって問題の解決に取り組みます。

4. ハラスメント対応の流れ

本学では、ハラスメント防止委員会を設置し、全てのハラスメントに対応する体制を整えています。ハラスメントを受けたと感じたときは、一人で悩まずにハラスメント防止委員にそのことを伝えましょう。話しやすい教職員を通して伝えていただいてもかまいません。ハラスメント防止委員が聞いた内容をもとに、ハラスメント防止委員会で適切な対応を検討します。検討結果をもとに、ハラスメント防止委員長は相談対応グループを組織し、早急な対応に努めます。その際、必要であれば、外部の機関や専門家にも調査相談をします。

相談を行ったことによって相談した人が不利益を被ることがないように、プライバシーは最大限保障します。

5. ハラスメント防止委員について

本年度のハラスメント防止委員については、本館一階掲示板に掲示します。

